

8. 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）業務手数料

(1) BELS 評価書発行の手数料【住宅】

一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分

消費税込み 単位:円

審査条件		手数料
単独申請		41,800
併願申請 1	まもりすまい保険	38,500
併願申請 2	確認申請	30,800
併願申請 3	まもりすまい保険+確認申請	27,500
併願申請 4	審査省略	16,500
併願申請 5	確認申請+省エネ適判	1,100

共同住宅等

単独申請	300 m ² 未満	81,400
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,300
	2,000 m ² 以上	見積もり
併願申請 1	まもりすまい保険	単独申請より 1,100×M を減額
併願申請 2	確認申請	単独申請より 1,100×M を減額
併願申請 3	まもりすまい保険+確認申請	単独申請より 2,200×M を減額
併願申請 4	審査省略	単独申請の 1/2 の額
併願申請 5	確認申請+省エネ適判	1,100×M

- 併願申請の条件は以下によるものとします。
 - 併願申請 1：住宅保証機構(株)のまもりすまい保険を当機関へ申し込んだ場合
 - 併願申請 2：確認申請を当機関に申請した場合
 - 併願申請 3：併願申請 1 と 2 いずれにも該当
 - 併願申請 4：当機関へ申請された他の業務での省エネ計算結果を利用した申請の場合
 - 併願申請 5：確認申請及び省エネ適合性判定申請を当機関で行う場合（計画通知を含む）
- 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の手数料は、一戸建ての住宅の額とします。
- 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅 用途八に定める料金を加算します。
- M：評価対象住戸数
- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の 7/10 の額とします。

(2) BELS 評価書発行の手数料【非住宅】

手数料		消費税込み 単位:円			
用途	床面積	モデル建物法		標準入力法	
		新規申請	軽微変更 該当証明	新規申請	軽微変更 該当証明
(イ)	300 m ² 未満	102,300	51,700	265,100	133,100
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	129,800	62,700	332,200	161,700
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	170,500	84,700	427,900	213,400
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	275,000	137,500	609,400	303,600
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	358,600	178,200	750,200	375,100
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	431,200	214,500	886,600	442,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	504,900	251,900	1,012,000	504,900
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ロ)	300 m ² 未満	73,700	37,400	189,200	94,600
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	95,700	47,300	246,400	121,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	127,600	63,800	320,100	160,600
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	205,700	103,400	455,400	227,700
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	268,400	134,200	562,100	281,600
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	321,200	160,600	663,300	332,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	377,300	189,200	756,800	378,400
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ハ)	300 m ² 未満	24,200	12,100	28,600	14,300
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	33,000	16,500	37,400	17,600
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	45,100	23,100	51,700	25,300
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	112,200	55,000	119,900	59,400
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	168,300	83,600	176,000	88,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	207,900	103,400	217,800	108,900
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	257,400	127,600	268,400	133,100
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	

当機関へ申請された他の業務での省エネ計算結果を利用した申請の場合【非住宅】

消費税込み 単位:円

手数料
22,000

- 床面積は、申請範囲の部分の面積とし、その算定方法は建築基準法の規定に基づきます。
- 非住宅の用途の分類は、以下のとおりです。詳細は【6. 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料】の【(4) 用途分類表】をご確認ください。
 - (イ) ホテル、病院、集会所等
 - (ロ) 事務所、物販店舗、学校、飲食店等
 - (ハ) 工場、倉庫等

ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも(イ)の用途がある場合は(イ)とし、(イ)の用途が全く含まれず、(ロ)の用途が一部でも含まれる場合は(ロ)の用途とする。

- モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を判定手数料に乗じた額とします。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しません。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の7/10の額とします。
- 複合建築物に係る料金については、以下によるものとします。
 - VII. 複合建築物に係る料金は、住宅部分は(1)住宅の表、及び非住宅部分は(2)非住宅の表によりそれぞれ算定される手数料の合計の額とします。
 - VIII. 評価の対象となる範囲が住宅部分と非住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、(1)住宅の表又は(2)非住宅の表により算定される額とします。
 - IX. 計画変更において、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。
- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の7/10の額とします。

(3) 変更、再発行の手数料【住宅、非住宅】

消費税込み 単位:円

項目	手数料
計画変更	判定手数料×1/2
評価書の再発行	5,500

- 計画変更の手数料が11,000円未満となる場合は、11,000円とします。
- 計画変更の審査内容が再審査同等と認められる場合、変更評価料金の額は(1)(2)の表で適用された手数料とします。